

## 【土湯温泉町地区：空き店舗利活用】地域おこし協力隊募集要項

### 1 募集の目的

福島市地域おこし協力隊員設置要綱（以下「要綱」といいます）に基づき、NPO 法人土湯温泉観光協会と連携し土湯温泉の空き店舗を活用した新たな交流拠点を確立し、土湯温泉への誘客促進・交流人口増加によるにぎわい創出に取り組む地域おこし協力隊の募集を行います。

### 2 活動の目標

1年目	<b>【地域と連携し、空き店舗を活用した観光交流拠点の整備・運営】</b> ・地域事業者や住民と信頼関係を築き、土湯温泉の歴史・文化を学びつつ、空き店舗を活用した観光交流拠点を整備し、地場製品の販売や簡易カフェを運営する
2年目	<b>【観光交流拠点の店舗運営と機能改善、事業企画を行う】</b> ・観光交流拠点としての店舗運営を担い、内外装や商品・機能の改善を進めるとともに、店舗内外での各種事業を企画・実施する
3年目	<b>【店舗運営を磨き、企画事業を継続しつつ独立準備を進める】</b> ・店舗運営のブラッシュアップと各種企画事業を継続的に実施し、協力隊卒業後の独立を見据えた準備を進める

### 3 主な活動内容

1	空き店舗を活用した観光交流拠点の整備・運営 ・空き店舗の内外装を整備し観光交流拠点を開設する ・空き店舗を主な活動拠点として常駐し、物販やカフェなどを運営しつつサテライト型の観光案内機能も併設させる。 ※地域おこし協力隊の活動期間中は店舗の家賃は土湯温泉観光協会が負担
2	情報発信・PR 活動 ・各種 SNS や Web、映像などを活用して土湯温泉町の魅力を国内外に発信し、交流人口及び関係人口を拡大する
3	地域行事や交流事業への参画 ・土湯温泉町の歴史・文化等について学び、地域活動や行事に参加することで地域理解を深める
4	地域資源を活かした企画・開発 ・地域事業者（旅館や飲食店）と連携した商品開発やキャンペーンを企画し商店街活性化に取り組む。
5	任期後の進路について検討・準備 ・任期後の理想の暮らしについて考える。 ・理想の暮らしを実現するために必要なことを整理し準備する。
6	その他事務等 ・事業計画、活動報告書等の作成提出

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市担当者との面談や会議への参加</li> <li>・研修会や地域おこし協力隊交流会への参加</li> <li>・地域に向けた活動報告会への参加</li> </ul>	など
--	--	----

#### 4 応募の条件（応募する全ての方が満たす必要があります。）

年齢	・20歳以上50歳以下が望ましい
性別	・問いません
	<p>生活の拠点として次に掲げる都市地域に住民票があり、隊員決定後、生活拠点と住民票を福島市内にうつすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）のうち、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）及び半島振興法（昭和60年法律第63号）に指定された地域（以下「法指定地域」という。）以外の都市地域</li> <li>・3大都市圏以外の政令指定都市（札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市）のうち、法指定地域外の都市地域</li> <li>・地域おこし活動や福島市での定住に意欲があり、地域住民、関係団体とともに積極的に活動できる方。</li> <li>・<b>普通自動車免許取得者で、自動車を所有しており、運転して業務に従事できる方。</b></li> <li>・パソコン（ワード、エクセル、インターネット、Eメール）の基本操作ができる方。</li> <li>・X（旧Twitter）やInstagramなどのSNSアカウントを作成し操作できる方。</li> </ul> <p>地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。</li> <li>・福島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。</li> <li>・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。</li> </ul>
求める人物像	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相手の話をしっかり聴くことができる。</li> <li>・失敗から学びを得ようとすることができる。</li> <li>・新たなことにチャレンジすることができる。</li> <li>・心身ともに健康である。</li> <li>・社会人としての基本的マナーがある。</li> <li>・土日や祝日に働くことに抵抗があまり無い。</li> <li>・SNSについて一般的な知識がある。</li> <li>・観光やまちづくりに興味があり、接客が好きで地域の文化や体験に価値を感じられる方</li> </ul>

#### 5 採用予定人数

1名

## 6 採用形態

福島市の会計年度任用職員として雇用します。

身分	福島市会計年度任用職員（パートタイム）
勤務地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動場所は土湯温泉町地区</li> <li>・デスクは空き店舗を活用した新たな観光交流拠点に置きます。</li> </ul>
任用期間	<p>隊員と市が協議により決定する任命日から令和9年3月31日まで （年度ごとの雇用となり、任命日から最長3年まで更新可） （・更新時に雇用形態を個人事業主として市から委託を受ける形に変えることができます）</p> <p>※ただし、隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任期中であっても任命を取り消しできる</p>
報酬	<p>給料月額 290,000 円 （賞与等なし） 参考 年収約 350 万円</p>
従事日数 従事時間	1 週あたりの日数は 5 日、1 日あたりの時間は 7 時間
副業	届出による承認が必要
休日・ 休暇	<p>休日 4 週あたり 8 日及び祝日、年末年始</p> <p>※イベントや研修などで休日に勤務した場合は、別日に振替となる</p> <p>休暇 年次有給休暇の他に、夏季休暇などの特別休暇も利用可</p>
社会保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共済組合保険加入</li> <li>・厚生年金保険加入</li> <li>・雇用保険加入</li> </ul>
居住	<p>原則として、地区内に居住</p> <p>※居住費については、下記の活動経費から支給可（上限 6 万円）</p>
活動経費	<p>隊員が活動行うために必要となる様々な経費について、 別表「活動経費支給基準表」のとおり、年額 計 2 0 0 万円を上限として支給可</p> <p>雇用側で支出する共済費などを差し引いた額を、補助金として支給</p>
パソコン	市が指定する条件のパソコンを活動経費により取得いただく。

## 7 提出書類・選考の方法

### (1) 提出書類

応募時に提出

- ・地域おこし協力隊申込書　：様式指定
- ・住民票（募集日以降のもの）
- ・普通自動車運転免許証の写し（表・裏コピー）
- ・誓約書（記入・押印のこと）　：様式指定

※ご提出いただいた書類は返却いたしません。あらかじめご了承ください。

応募用紙の送付先

福島市地域共創課地域振興係

〒960-8601 福島県福島市五老内町3番1号

メール：katsudo@mail.city.fukushima.fukushima.jp

## （2）選考方法

①第1次審査 書類審査	・地域おこし協力隊申込書による書類選考のうえ、合否を文書で通知します。
②第2次審査 面接選考（現地）	・日時・場所は第1次審査の結果通知時にお知らせします。 ※交通費等に関しては自己負担とします。
③最終選考結果の通知	・第2次審査終了後に文書でお知らせします。 ・内定通知を受けた方へ住居・活動内容・雇用手続き等の連絡をいたします。

※選考にかかる費用等は、すべて応募者の負担となります。

## （3）応募受付期間

令和8年5月18日(月)から令和8年6月30日(火)まで

## 10 担当課

福島市地域共創課地域振興係

〒960-8601 福島県福島市五老内町3番1号

TEL：024-525-3731（平日8:30～17:15）

メール：katsudo@mail.city.fukushima.fukushima.jp